

令和7年9月19日

富士急モビリティ株式会社 志村 公聖
神奈川県公安委員会委員長 笹野 章央
大井町長 小田 眞一
関東運輸局長 藤田 礼子
松田合同自動車株式会社 尾登 慎一郎

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐
車に関する合意書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して次のとおり合意する。

記

1 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所の名称	所在地
赤田北	足柄上郡大井町赤田777番地 9
柳（往路）	足柄上郡大井町柳93番地
柳（復路）	足柄上郡大井町柳104番地
東庭（往路）	足柄上郡大井町山田493番地
東庭（復路）	足柄上郡大井町山田2, 156番地
宮の前	足柄上郡大井町篠窪610番地 3

2 1に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

大井町における松田合同自動車株式会社が行う、道路運送法第4条に基づく一般乗用旅客自動車運送事業による、旅客の運送の用に供する自動車（乗車定員11人未満）。

3 1における2の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

停車又は駐車の期間は、令和7年10月1日から令和9年3月31日までとする。